



# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和8年2月19日

## 目 次

| 議案番号  | 議 案 名  | ページ |
|-------|--|-----|
| 議第 5号 | 美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について | 1   |
| 議第 6号 | 美濃加茂市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例を整理する条例について          | 3   |
| 議第 7号 | 美濃加茂市看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例について                   | 5   |
| 議第 8号 | 美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について                      | 6   |
| 議第 9号 | 美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について                        | 9   |
| 議第10号 | 美濃加茂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について                     | 11  |
| 議第11号 | 美濃加茂市行政手続条例の一部を改正する条例について                        | 12  |
| 議第12号 | 美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について                 | 13  |
| 議第13号 | 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について             | 15  |
| 議第14号 | 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について    | 16  |
| 議第15号 | 美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について                       | 17  |
| 議第16号 | 美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について        | 18  |

〔議第5号〕

美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について

【議案書：1頁】

◎ 改正の概要

○ 法制定情報

|              |  |
|--------------|--|
| 公布された法令      | 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。） |
| 条例改正に影響する施行日 | 平成14年2月1日  |

○ 条例制定趣旨

法第3条の規定に基づき、美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙において、電子投票を実施するために必要な事項を定める条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

これまでの選挙は、投票用紙を使用して行うだけでしたが、それに加えて、電子投票を可能とするものです。

そのため電磁的記録式投票機を用いて投票を実施すること、電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示方法を定めるものです。

選挙人が自分の意思を正確に反映させた1票を簡単に投じることができるようになり、また、開票事務において迅速な集計が可能となることから、選挙人の利便性の向上、正確な投票、選挙事務の効率化を図るものです。

◎ 条例の構成

○ 電磁的記録式投票機による投票

美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙について、電磁的記録式投票機を用いて行うものとします。

○ 電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法

公職の候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の指名等」という。）の表示方法は、次の掲げる方法のうち選挙管理委員会が指定するいずれかの方法とします。

① 電磁的記録式投票機の画面等に全ての候補者の氏名等を同時に表示

② 五十音の中から選択した音で始まる候補者の氏名等を画面等に同時に表示

- ③ 選挙人が画面等に入力した内容に近似する氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示
- ④ 電磁的記録式投票機を操作することにより候補者の氏名等を連続的に画面等に順次表示
- ⑤ 数名ごとに分割した候補者の氏名等を電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切れ替えて画面等に順次表示

**◎ 条例の施行期日**

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同日以後その期日を告示される美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙から適用します。

〔議第6号〕

美濃加茂市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例を整理する条例について

【議案書：3頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正情報

|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| 公布された例規      | 美濃加茂市職員の旅費に関する条例（令和7年美濃加茂市条例第29号） |
| 条例改正に影響する施行日 | 令和8年4月1日                          |

○ 条例改正趣旨

美濃加茂市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、関係する条例の中で引用する条例の条例番号等を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

○ 引用する条例の条例番号等の改正（第13条関係）

美濃加茂市職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）の全部改正に伴い、引用する条例の条例番号を改め、及び字句の整理をします。

第2条 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ 引用する条例の条例番号の改正（第5条及び別表関係）

非常勤の特別職の職員が公務のために旅行した場合の費用弁償について、旅費条例の例による旨を規定し、及び別表の費用弁償の額を定める欄を削ります。

第3条 公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正

○ 引用する条例の条例番号の改正及び日当の廃止（第3条関係）

旅費条例の全部改正に伴い、引用する条例の条例番号を改め、及び字句の整理をし、並びに日当についての規定を削ります。

第4条 美濃加茂市消防団条例の一部改正

○ 引用する条例の条例番号の改正（第12条関係）

旅費条例の全部改正に伴い、引用する条例の条例番号を改め、及び字句の整理をします。

**第5条 美濃加茂市財産区管理会条例の一部改正**

○ 引用する条例の条例番号の改正（別表関係）

旅費条例の全部改正に伴い、引用する条例の条例番号を改め、及び字句の整理をします。

**第6条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正**

○ 引用する条例の条例番号の改正（第14条関係）

旅費条例の全部改正に伴い、引用する条例の条例番号を改め、及び字句の整理をします。

**◎ 施行期日（附則）**

この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例、美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、公聴会参加者等の実費弁償条例、美濃加茂市消防団条例、美濃加茂市財産区管理会条例及び美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、同日以後に出発した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用します。

〔議第7号〕

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

【議案書：7頁】

◎ 改正の概要

市内医療機関において看護業務に従事する意思のある修学生に修学資金を貸与するための「美濃加茂市看護師修学資金貸与事業」について、修学資金の返還免除の対象となる医療機関の範囲を「美濃加茂市内」から「美濃加茂市及び加茂郡内」に拡大し、加茂地域の安定した地域医療体制を確保するために、条例を一部改正するものです。

なお、「美濃加茂市看護師修学資金貸与事業」は令和8年度から定住自立圏事業として実施し、事業費（事務費及び貸付金）は加茂地域の全市町村で負担します。

◎ 改正の主な内容

- 医療機関の対象拡大（第1条～第3条、第9条及び第12条～第14条関係）

「市内医療機関」を「加茂地域内医療機関」に改めます。

- 貸与の対象者から除かれる者の縮小（第3条関係）

「他地方公共団体」を「加茂地域を除く地方公共団体」に改めます。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第1項）

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

- 経過措置（第2項）

令和7年度中に貸付契約を締結し、修学資金の貸与を受けている者については、従前の例によることとします。

〔議第 8 号〕

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 1 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

|              |  |
|--------------|--|
| 公布された法令      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）</li> <li>・ 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）</li> <li>・ 国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 2 号）</li> </ul> |
| 条例改正に影響する施行日 | 令和 8 年 4 月 1 日   |
| 改正された法令      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）</li> <li>・ 国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「政令」という。）</li> <li>・ 国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号。以下「省令」という。）</li> </ul>               |
| 条例改正に影響する条   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 7 1 条の 3 及び第 7 1 条の 4</li> <li>・ 政令第 2 9 条の 3、第 2 9 条の 4 の 3 及び第 2 9 条の 7</li> <li>・ 省令第 3 2 条の 1 0 の 2 及び第 3 2 条の 1 0 の 3</li> </ul>                                      |

○ 条例改正趣旨

法令の改正により国民健康保険料（以下「保険料」という。）の賦課限度額及び軽減判定所得基準が引き上げられたこと及び令和 8 年 4 月から保険料に子ども・子育て支援納付金賦課額が新設されたことに伴い所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

- 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について（第 6 条の 2～第 6 条の 4 関係）  
 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請期限が経過したため、関係条文を削ります。
- 法規定の新設にあわせて一部改正（第 1 0 条、第 1 1 条、第 3 2 条、第 3

### 2条の3及び第32条の4関係)

保険料の賦課額、基礎賦課額、低所得者の保険料の減額、未就学児の被保険者均等割額の軽減及び出産被保険者の保険料の減額について、子ども・子育て支援納付金に関する条文を追加します。

#### ○ 法規定の新設にあわせて新設(第26条の2～第26条の6及び第32条の5関係)

子ども・子育て支援納付金の賦課総額、賦課額、所得割額の算定、保険料率及び賦課限度額について新たに規定します。

#### ○ 賦課限度額の引上げ(第20条、第32条及び第32条の4関係)

保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を66万円から67万円に引き上げます。

所得の高い世帯の負担が増え、中間所得層の世帯の負担増加を抑えることとなります。

#### ○ 軽減判定所得基準(第32条関係)

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げます。

軽減に該当する世帯が増えるため、所得の低い世帯の負担が減ることとなります。

#### ○ 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る保険料の減免について(附則第8項及び第9項関係)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る保険料の減免申請期限が経過したため、関係条文を削ります。

### ◎ 施行期日等(附則)

#### ○ 施行期日(第1項)

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

#### ○ 経過措置(第2項)

この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例第10条、第20条、第26条の2から第26条の6まで及び第29条から第32条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以

前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

## ◎ 改正の概要

## ○ 法改正情報

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 公布された法令      | 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号） |
| 条例改正に影響する施行日 | 令和8年4月1日                        |
| 改正された法令      | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）          |
| 条例改正に影響する条等  | 第24条及び第25条                      |

## ○ 条例改正趣旨

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額を引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われました。

この改正により、介護保険の第1号被保険者の保険料（以下「第1号保険料」という。）の基準である市町村民税課税の有無や合計所得金額の影響で、一部の被保険者の所得段階が変更され、保険料収入が減少する可能性が生じました。

この収入減少を防ぐ観点から介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

## ◎ 改正の主な内容

## ○ 新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の減免について（改正前の附則第8条関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料減免申請期限が経過したため、関係条文を削ります。

## ○ 令和8年度の保険料率の算定に関する特例の追加（改正後の附則第8条及び附則第9条関係）

第1号保険料の標準段階を判定する際、令和7年度税制改正の影響により標準段階が変わる可能性のある被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるように、令和8年度の保険料率の算定に関し、「合計所得額の算定方法」及び「市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者に関する基準」の特例を定めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

〔議第10号〕

美濃加茂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：47頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正情報

|                  |   |
|------------------|---|
| 公布された条例          | 可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例<br>(令和7年可茂消防事務組合条例第7号) |
| 条例改正に影響<br>する公布日 | 令和7年12月17日                                      |
| 改正された条例          | 可茂消防事務組合火災予防条例(昭和45年可茂消防事<br>務組合条例第18号)         |
| 条例改正に影響<br>する施行日 | 令和8年1月1日  |
| 条例改正に影響<br>する条   | 第29条、第29条の8及び第29条の9                             |

○ 条例改正趣旨

可茂消防事務組合から林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合は、火入れの中止等を行うこと、様式等の条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることなど所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 火入れの中止等(第14条関係)

火入れの中止及び消火について、暴風警報若しくは暴風特別警報が気象庁から発表され、又は林野火災注意報又は林野火災警報が可茂消防事務組合から発令がされた場合を追加します。

○ 規則委任の追加(第2条、第4条、第17条及び別記様式関係)

申請書の様式等の条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

◎ 施行期日(附則)

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 11 号〕

美濃加茂市行政手続条例の一部を改正する条例について

【議案書：51頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

|              |   |
|--------------|---|
| 公布された法令      | デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号） |
| 条例改正に影響する施行日 | 令和8年5月21日   |
| 改正された法令      | 行政手続法（平成5年法律第88号）   |
| 条例改正に影響する条等  | 第15条  |

○ 条例改正趣旨

アナログ規制を見直し公示送達デジタル化のために、行政手続法の一部が改正された趣旨を鑑み、市の条例・規則を根拠とした処分等の行政手続を定めた美濃加茂市行政手続条例について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 聴聞の通知の方式の改正（第15条関係）

聴聞の通知において、名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、公示の方法によって行う通知は、規則に定める方法（インターネットによる公表）とともに市の掲示場での書面の掲示又は事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする方法とすることとします。

○ 字句の整理（第16条、第22条及び第29条関係）

引用条項の改正を行うなど字句を整理するものです。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行します。

○ 経過措置（第2項）

この条例による改正後の美濃加茂市行政手続条例の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例によることとします。

〔議第12号〕

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【議案書：54頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

|              |   |
|--------------|---|
| 公布された法令      | 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）    |
| 条例改正に影響する施行日 | 令和8年4月1日  |
| 改正された法令      | 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。） |
| 条例改正に影響する条等  | 第2条及び別表   |

○ 条例改正趣旨

政令の改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第5条第2項関係）

補償基礎額の最低額を現行の9,700円から10,000円に、最高額を現行の14,500円から15,000円に引き上げます。

○ 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第5条第3項関係）

配偶者の加算額について現行の100円を廃止し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算額を現行の383円から433円に引き上げます。

○ 非常勤消防団員等の補償基礎額の改定（別表関係）

| 階級        | 勤務年数                 |                      |                      |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|
|           | 10年未満                | 10年以上<br>20年未満       | 20年以上                |
| 団長及び副団長   | 13,340円<br>(12,900円) | 14,170円<br>(13,700円) | 15,000円<br>(14,500円) |
| 分団長及び副分団長 | 11,670円<br>(11,300円) | 12,500円<br>(12,100円) | 13,340円<br>(12,900円) |
| 部長、班長及び団員 | 10,000円<br>(9,700円)  | 10,840円<br>(10,500円) | 11,670円<br>(11,300円) |

※（ ）内は改正前の補償基礎額です。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項の損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号の傷病補償年金、同条第4号イの障害補償年金及び同条第6号イの遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものとします。

〔議第13号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：57頁】

◎ 改正の概要

美濃加茂市特別職報酬等審議会からの答申を受け、市長及び副市長の給料月額を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 市長及び副市長の給料月額の改正（別表）

| 区分  | 改正後      | 改正前      | 引上額     |
|-----|----------|----------|---------|
| 市長  | 894,000円 | 870,000円 | 24,000円 |
| 副市長 | 742,000円 | 725,000円 | 17,000円 |

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

〔議第14号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：58頁】

◎ 改正の概要

美濃加茂市特別職報酬等審議会からの答申を受け、議長、副議長及び議員に支給する報酬月額を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 議長、副議長及び議員に支給する報酬月額の改正（別表関係）

| 区分  | 改正後      | 改正前      | 引上額     |
|-----|----------|----------|---------|
| 議長  | 446,000円 | 434,000円 | 12,000円 |
| 副議長 | 392,000円 | 381,500円 | 10,500円 |
| 議員  | 372,000円 | 362,000円 | 10,000円 |

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和8年10月13日から施行します。

〔議第 15 号〕

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について

【議案書：59頁】

◎ **改正の概要**

職員の定数は、変更せず、定数の内訳を変更するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **職員の定数の改正（第2条関係）**

職員の定数の内訳のうち市長の事務部局の職員の定数を「360人」から「358人」に、教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を「16人」から「18人」に改めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

〔議第16号〕

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を  
廃止する条例について

【議案書：60頁】

◎ 廃止の概要

民間事業者の介護分野への参入が増え、市内の民間デイサービス事業所は、小規模を含め10施設となりました。

このような状況から、市が公の施設としてデイサービスセンターを設置する目的が薄れてきたことから、条例を廃止するものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和8年4月1日から施行します。